

# 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の環境基準設定に伴う 「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の 常時監視に関する事務の処理基準」改正の基本的な考え方

昨年9月のPM<sub>2.5</sub>の環境基準の設定を受け、その全国的な監視測定体制の整備のため、事務の処理基準にPM<sub>2.5</sub>に係る規定を追加するとともに、それに関連し、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等既存の測定項目についても所要の改正を行う。なお、有害大気汚染物質については、別途検討を行う予定である。

## 1. 地域の実情を踏まえた地方自治体による常時監視体制の再構築

### (1) 都道府県等による測定局数算定の弾力的な運用を可能とする地域の細分化の考え方を導入

都道府県等による望ましい測定局の算定の考え方は従来と同様（※）とし、発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて都道府県等を幾つかの地域に細分化して算定することを可能とする規定を追加する。

（※）都道府県等による望ましい測定局数は、全国的視点から必要な測定局数に地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。

全国的視点から必要な局数の算定は、人口75,000人当たりに1局又は可住面積25km<sup>2</sup>当たりに1局のうち、どちらか少ない方とする。

また、環境濃度レベルの勘案により、測定局数を半分にする等の調整が可能。

これにより、

- ・局数の算定において、より地域の実情に沿った運用が可能となる。
- ・環境濃度レベルを勘案し、局数の調整を地域ごとに行うことが可能となる。

### (2) 測定局の追加の考え方による越境汚染への対応を追加

大陸を含む当該地域以外からの越境汚染が指摘されているため、地域的視点から測定局数を追加する考え方による影響への対応を追加する。

## 2. より効果的大気保全環境対策の検討に資する常時監視体制の充実

### (1) 精度管理体制の充実

精度管理体制における国と地方公共団体の役割分担を明確にした上で、精度管理体制の更なる充実を目指す。

### (2) 成分分析の導入

健康影響に資する知見の充実や科学的知見の集積、より効果的な対策の検討のためには、PM<sub>2.5</sub>の測定は質量濃度についてだけではなく、その成分の分析を行う必要があるため、常時監視としての成分分析の規定を追加する。

なお、成分分析の実施に当たっては、全国で体系的に進める必要があることから、国が別途定める国と都道府県等との役割分担、分析地点（数）の選定方法、調査時期及び調査方法等を明確化するためのガイドラインに基づくものとする。

## 3. PM<sub>2.5</sub>測定局の整備方針を明記

都道府県等において、3年を目途にPM<sub>2.5</sub>の質量濃度の測定に関する測定局の整備を図るものとする。